

1-129-2

環 境 影 響 評 価 書

柳泉園組合清掃工場建設事業

平成 8 年11月

柳 泉 園 組 合

1. 総 括

1. 1 事業者の名称及び所在地

名 称：柳泉園組合

代表者：柳泉園組合管理者 稲葉三千男

所在地：東京都東久留米市下里四丁目 3 番10号

1. 2 対象事業の名称

柳泉園組合清掃工場建設事業

〔事業の種類：廃棄物処理施設の設置〕

1. 3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表 1. 3-1に示すとおりである。

表 1. 3 - 1 事業内容の概略

所 在 地	東京都東久留米市下里四丁目 3 番10号
計 画 地	約45,000㎡ (うち、新工場敷地約16,000㎡)
工事着工年月	平成 9 年 3 月 (予定)
工事竣工年月	平成13年 9 月 (予定)
処 理 能 力	計画工場 315ﾄﾝ／日 (焼却炉 105ﾄﾝ／日・炉× 3 基)
工 場 棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ35m
管 理 棟	鉄筋コンクリート造、高さ16m
煙 突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ100 m
駐 車 場	一般車両 (外来客) 用、約65台

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の内容及び柳泉園組合敷地とその周辺地域の概況を考慮のうえ、予測評価項目を選定し、現況調査を行い、表 1.4-1 に示す 9 項目について予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1.4-1 に示すとおりである。

表 1. 4 - 1 (1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1 大 気 汚 染	工事用車両の走行に伴う排出ガスによる影響濃度の将来予測濃度に対する付加割合は、最大でも約 1 % 以下と小さい。また、建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響濃度の将来予測濃度に対する付加割合は、最大でも約 6 % である。 工事の完了後における煙突からの排出ガス及び清掃車の走行に伴う排出ガスによる影響濃度の将来予測濃度に対する割合は小さい。
2 悪 臭	工事の完了後における計画工場の稼働時の敷地境界における臭気濃度及び悪臭物質濃度は、悪臭防止対策を講ずることにより、条例の規制基準を下回る。
3 騒 音	工事の施行中における建設作業騒音は、敷地境界で最大でも 71 dB(A) であり、条例の勧告基準を下回る。工事用車両を含む将来交通量による道路交通騒音は、一般車両、既存のごみ処理施設第二工場清掃車及び関連施設車両のみの走行による道路交通騒音と同程度であり、工事用車両の走行により増加する騒音レベルは 1 dB(A) とわずかである。 工事の完了後における工場騒音は、敷地境界において昼間で最大 48 dB(A)、夜間で最大 44 dB(A) であり、法令及び条例の規制基準を下回る。清掃車を含む将来交通量による道路交通騒音については、一般車両及び関連施設車両の走行による道路交通騒音と同程度である。
4 振 動	工事の施行中における建設作業振動は、敷地境界で最大でも 49 dB であり、条例の勧告基準を下回る。工事用車両を含む将来交通量による道路交通振動は、一般車両、既存のごみ処理施設第二工場清掃車及び関連施設車両のみの走行による道路交通振動と同程度であり、工事用車両の走行により増加する振動レベルは 1 dB とわずかである。 工事の完了後における工場振動は、敷地境界において最大でも 34 dB であり、法令及び条例の規制基準を十分下回る。清掃車を含む将来交通量による道路交通振動は、一般車両及び関連施設車両の走行による道路交通振動と同程度である。

表1. 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
5 地盤沈下 6 地形・地質	工事の施行中は、山留め壁背面において地盤の沈下が発生するが、その沈下範囲は組合敷地内に限られるため周辺地域に対する影響はない。また、掘削工事中には流入地下水を揚水するが、掘削域の地盤は硬いため地盤沈下の発生はない。さらに、揚水に伴い掘削部周辺の地下水位の低下が生じるが、低下範囲にある井戸は、柳泉園組合で使用している井戸のみである。
7 日照阻害	既存のごみ処理施設第二工場及び計画工場による日影は、法令及び条例の基準を満たしている。現況の日影と比較すると、変化はわずかである。
8 電波障害	計画工場の建築物、煙突等により、テレビ電波のしゃへい障害及び反射障害が発生すると予測されるが、電波障害が発生すると予測される地域については、事前に共同受信施設の設置、アンテナの改善及び位置の変更等の電波障害改善対策を講ずるため、影響は解消できる。
9 景 観	本事業は、既存のごみ処理施設第一工場の建替えであり、計画工場壁面や煙突等は、周辺環境の配色と調和する白色系の色を採用し、また、計画工場周囲には新たに植栽を施すことにより緑地景観要素が加わるため、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は少ない。

1.5 評価書案の修正の概略

知事意見により、評価書案を修正した箇所及び修正の概略は表 1.5-1に示すとおりである。

表1. 5 - 1 修正の概略

修正箇所	修正事項	修正の内容及び修正理由
5. 現況調査、 予測及び評価	5. 1 大気汚染	
	5.1.2 予測	知事意見により、バックグラウンド濃度の推計方法の見直しを行うとともに、将来一般交通量の増加分を考慮し、工事用車両及び清掃車の影響予測を行った。
	5.1.3 評価	知事意見により、工事用車両及び清掃車の影響予測を行い、それに伴い評価内容を変更した。
	5. 8 景 観	
	5.8.1 現況調査	知事意見により、煙突に係る航空障害標識の規定に関する記述を行った。
	5.8.2 予測	知事意見により、昼間障害標識に係る規定を踏まえて、煙突の色彩に関する影響予測の記述を補足した。
	5.8.3 評価	上記の予測結果に基づいて評価の記述を補足した。